

広情個審第81号

令和5年11月29日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和5年3月9日付け広高地第31号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第354号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和5年3月9日付け広高地第31号の諮問事案（諮問第354号事案）

令和5年1月5日付けの公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年1月18日付け広島市指令高地第12号で行った公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に対する同年1月31日付け審査請求

1 審査会の結論

本件部分開示決定により部分開示した「地域包括支援センター設置運営業務受託企画提案書」について、「4 審査会の判断理由」で示したとおり、その一部を開示すべきである。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件部分開示決定を取り消し、真に不開示とすべき部分を除いて開示を行うとの決定を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 請求人が本件開示請求に対し部分開示された文書を閲覧したところ、企画提案書には非開示部分が非常に多かった。広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に照らせば、真に非開示とすべき部分がある場合その部分を除いて公開すべきであるが、本来公開すべき部分も非開示となっていると思料されることから、審査請求するものである。

イ 公募型プロポーザル方式に応札した団体は、それぞれの公募で1者のみであった。そのため、当該1者の提案が採用されている。部分開示された企画提案書は採用され実際に設置運営業務を行っている団体のものである。その企画提案が採用され、その職員によって当該地域包括支援センターが運営されているのであるから、少なくとも職員の氏名については開示すべきと思われるし、経歴等のうち当該職員としての配置に要求されている要件を満足しているか否かの判断に関わる部分については開示すべきではないかとも思われる。

ウ 地域包括支援センターは、高齢者等の福祉施策に基づく行政の一機関として設置されるものであり、市町村が直接設置し運営しているところも多いが、介護保険法第115条の46第3項によって、行政からの委託者が設置・運営することも可能であり、広島市では全て委託による設置・運営となっている。このような公共性が高く地域福祉の要である地域包括支援センターにあって

は、単に「個人や法人の情報」という面から不開示とすべきであるとするのではなく、市民が必要とする公共性の高い情報は、率先して開示すべきという側面もあると考えられる。

エ そもそも地域包括支援センターには、「保健師その他これに準ずる者」、「社会福祉士その他これに準ずる者」及び「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の三つの職種に係る常勤の職員を1人以上配置すべきことが義務化されている（介護保険法施行規則）。それぞれの職員は一人である場合が多いから、この一人が、その職員でなければなし得ない業務を担っており、職と氏名が直結した関係となっている。職員の氏名は、当該センター窓口で連絡すれば必ず教えられ、機関紙などでも紹介されている公共性の高いものである。

地域包括支援センターのような公共的業務において、職員は必ず氏名を明らかにして業務を遂行しているのであるから、職員の氏名は「公にすることについて、本人が同意していると認められる情報」ともいえ、条例の正しい解釈が必要である。

オ 本件三つの企画提案書においては、様式が定められており、独自の書き方によって作成されているのではない。例えば、①事業所運営の基本方針、②地域ネットワーク、③職員の資質、④事業実施の方針、⑤組織、⑥事業所について、⑦特筆すべき事項、⑧認知症地域支援推進業務への応募の8項目に対して記載するよう指定され、センター平面図・写真などを添付する様式となっているようである。それらは黒塗りとされているが、基本情報として、市民に開示すべき情報であり、それらの情報を開示しても、当該法人の競争上の地位を害するとは認められない。

カ 最高裁判決（H13. 11. 27）においては、「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」の判断について、「主観的に他人に知られたくない情報であるというだけでは足りず、当該情報を開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが客観的に認められる場合を指すと解すべきである」とされている。一般に「おそれがある」という場合の「おそれ」は、その可能性があるというだけでは足りず、「法的保護に値する蓋然性」が求められており、その蓋然性を具体的に明示して説明する必要がある。

キ 企画提案書は、公的に広島市長が取得した公文書である。その公文書は、広島市民の財産であり、広島市民には、全部の内容を閲覧する権利がある。各団体は、それぞれの企画提案書によって契約締結交渉者となり、契約が締結されて、企画提案書に基づいて業務を実施している。仮に、独自の創意工夫やノウハウがあっても、それを明らかにしてそれに基づいて当該業務を行って、既に公開された状態になっているのであるから、開示によって「競争上の地位が害される」という事態にはならないと考えられる。

企画提案書の記載内容に、独自の技術やノウハウや創意工夫等があっても、なおかつ、その記載内容が採用され、それに基づいて委託業務が遂行されている現在においても、不開示としなければ当該法人の競争上の地位を害する実現性が、具体的・実質的である場合にのみ、その該当部分を不開示にできるはずである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求の対象公文書は、令和元年7月10日に公示された「広島市地域包括支援センター設置運營業務に係る公募型プロポーザル」に応じて提出された企画提案書であり、不開示とした情報は、①地域包括支援センター職員の個人情報（氏名、資格、経歴）、②地域包括支援センター設置運營業務の企画提案の2点であるが、このうち、①については、条例に定める「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であることから、条例第7条第1号に該当するため、②については、地域包括支援センターの設置・運営に関する各法人の知識や技術であり、「法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の競争上の地位を害すると認められる情報」であることから、条例第7条第2号に該当するため開示しないこととしたものである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第1条及び第3条の規定について

条例第1条は「市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより（中略）市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。」と定め、条例第3条は、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない」としている。

(2) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定しているが、ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

ア 法令（中略）の規定により、何人でも閲覧することができることとされている情報

イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であ

るときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

なお、条例第7条第1号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人の人格と密接に関連した情報で、秘匿すべき必要性が極めて高いものであり、公にすれば、財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものを対象としている。例としては、カルテ、反省文のようなもので、それらは当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることが適切ではない情報である。

(3) 条例第7条第2号の規定について

条例第7条第2号は、不開示情報として、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの」と規定している。

「地位を害すると認められるもの」とは、単に行政機関の主観においてその利益が害されるおそれがあると判断されるだけでなく、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が害される蓋然性が客観的に認められるものをいう。

特に本件のようなプロポーザル方式による事業者の選択では、事業者が提出した企画提案により、随意契約によって運営事業者が選択されるのであり、行政としての説明責任を尽くす観点からも、事業者の選択の根拠を示すことが求められ、プロポーザル方式による公募に応じるに当たっては、提出された企画提案書が公文書開示請求に応じて公開されることが明示されている。

したがって、企画提案の内容についても、事業者の営業秘密や事業者独自のノウハウや技術など、事業者の競争上の地位を保護するために秘匿することが必要であることが客観的にも明らかな情報以外は、開示すべきである。

(4) 本件部分開示決定における対象公文書について

当審査会が見分するに、対象公文書は、請求人からの令和5年1月5日付け公文書開示請求に対し、実施機関が同年1月18日付け広島市指令高地第12号で行った公文書部分開示決定に関する「地域包括支援センター設置運営業務受託企画提案書（3法人分）」である。

(5) 「地域包括支援センター設置運営業務受託企画提案書」の不開示部分について

各法人が提出した地域包括支援センター設置運営業務受託企画提案書（以下「本件不開示文書」という。）は、次の文書で構成されている。

ア 地域包括支援センター設置運営業務受託企画提案書の鑑（様式6-1と記載された文書）

イ 様式6-1の「1 事業所運営の基本方針」、「2 地域ネットワーク」、「3 職員の資質」、「4 事業実施の方針」、「5 組織」、「6 事務所について」、「7 特筆すべき事項」及び「8 認知症地域支援推進業務への応募」の各項目から成る文書

- ウ 様式6-2 (地域包括支援センターの配置予定職員一覧表)
- エ 様式7 (地域包括支援センター設置場所位置図)
- オ 様式8 (地域包括支援センター平面図)
- カ 様式9 (地域包括支援センター設置場所の状況等の分かる現況写真)
- キ 様式10 (地域包括支援センター事務所内平面図)
- ク 様式11-1 (保健師等経歴書)
- ケ 様式11-2 (社会福祉士経歴書)
- コ 様式11-3 (主任介護支援専門員経歴書)
- サ 様式11-4 (経歴書)

以下、上記文書の各不開示部分の不開示事由該当性について、検討する。

(6) 不開示事由該当性の検討

ア 地域包括支援センター設置運營業務受託企画提案書の鑑 (様式6-1と記載された文書)

社会福祉法人福祉広医会、社会福祉法人三篠会及び社会福祉法人芸南福祉会が提出した「地域包括支援センター設置運營業務受託企画提案書の鑑」の不開示部分は次のとおりである。

- ・担当者の氏名
- ・メールアドレス

① 担当者の氏名

実施機関は、担当者の氏名について、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるとして、条例第7条第1号に該当するため不開示としたと主張する。

当審査会が見分したところ、当該情報は特定の個人を識別することができるものであることが確認できた。

したがって、上記不開示部分について、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

② メールアドレス

実施機関は、メールアドレスについて、応募申請及び業務上のやり取りに使用するために記載されているものであり、公にすることにより、当該法人の競争上の地位を害すると認められる情報であるとして、条例第7条第2号に該当するため不開示としたと主張する。

当該情報は、業務上のやり取り等に使用しているメールアドレスであり、公にすることにより、業務上の必要なやり取りに支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、上記不開示部分について、条例第7条第2号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 様式6-1の「1 事業所運営の基本方針」、「2 地域ネットワーク」、「3 職員の資質」、「4 事業実施の方針」、「5 組織」、「6 事務所について」、「7 特筆すべき事項」及び「8 認知症地域支援推進業務への応募」の各項目から成る文書

当該文書は、各項目の記載内容全てが不開示部分である。

- 7) 実施機関は、各項目の記載内容は、センター設置運營業務について具体的な内容が記載されており、提出された企画提案書の記載内容を基に採点を行うことから、提案者のノウハウであると考えられるため、企画提案書の記載内容を公にすることにより、提案者の競争上の地位を害すると認められるとして、条例第7条第2号に該当するため不開示としたと主張する。
- (イ) 本件プロポーザルは公募の段階で提案内容等が条例に基づき開示されることについて周知されていることは前記のとおりである。
- (ロ) そして、上記各項目では、実施機関が定める様式に従って、事業者の提案する運営の内容が実施機関が事業者を求める水準に達していることが説明されており、その内容に法人のノウハウと認められる記載はあるが、法人の競争上の地位を維持するために秘匿すべき独自性や独特の技術が含まれているとまでは、客観的に認められない。
- (ハ) なお、当該文書の一部には、第三者に関する情報が含まれている。第三者に関する情報のうち、相談実績及び職員の退職に係る記載については、特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1号により不開示とすべきである。また、第三者に関する情報のうち、地域及び団体に対する評価や分析に係る記載については、市民等から誤解を招くおそれがあることから、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるため、条例第7条第2号により不開示とすべきである。
- (ニ) 以上のことから、実施機関は、当該文書について不開示とした決定を取り消し、第三者に関する情報のうち、相談実績及び職員の退職に係る記載については、条例第7条第1号により、地域及び団体に対する評価や分析に係る記載については、条例第7条第2号により不開示とすべきであるが、その余については、開示すべきである。

ウ 様式6-2（地域包括支援センターの配置予定職員一覧表）

様式6-2（地域包括支援センターの配置予定職員一覧表）の不開示部分は次のとおりである。

- ・「事業種別・職種等」のうち、包括的支援業務に従事する介護支援専門員以外の職種
- ・「センター長」及び「支え合いコーディネーター」の予定者
- ・職員の氏名
- ・資格
- ・「常勤／非常勤」の別
- ・「専従／兼務」の別
- ・人役
- ・相談援助業務の経験の有無等
- ・備考

- 7) 実施機関は、特定の職種については1名しか配置されないものもあり、断片的な情報であっても特定の個人を識別することができることから、条例第7条第1号に該当するため不開示としたと主張する。

当審査会が見分したところ、「センター長」及び「支え合いコーディネーター」の予定者、職

員の氏名、資格、「常勤／非常勤」の別、「専従／兼務」の別、人役、相談援助業務の経験の有無等及び備考の記載については、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められる。よって、当該不開示部分について、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

㌦) 地域包括支援センターに設置すべき職種は介護保険法施行規則により定められ、公募の公示において公にされている。また、包括的支援業務に従事する介護支援専門員以外の職種について、公にしても直ちに特定の個人を識別することはできない。したがって、当該不開示部分について、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

㌧) 以上のことから、実施機関は、当該文書について、「事業種別・職種等」のうち、包括的支援業務に従事する介護支援専門員以外の職種を不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

エ 様式7（地域包括支援センター設置場所位置図）

様式7（地域包括支援センター設置場所位置図）の不開示部分は次のとおりである。

- ・設置方法
- ・設置状況

㌦) 実施機関は、設置方法及び設置状況について、当該記載は地域包括支援センター設置のための建物を確保できているかを確認するためのものであり、センター設置の方法や設置基準を満たすための面積の確保、提案者の保有している建物等の資産の活用状況に関する情報であり、法人の経営上のノウハウや財務情報であることから、これらを公にすると、法人の競争上の地位を害すると認められるとして、条例第7条第2号に該当するため不開示としたと主張する。

当審査会が見分したところ、設置方法については、地域包括支援センターが設置されている施設が法人の所有のものか賃借されたものかが、設置状況については、地域包括支援センターの面積、階数、エレベーターの有無及び駐車場の有無が記載されておりこれらの記載内容は法人のノウハウや財務情報に関する内容といえるが、公にすることにより、法人の競争上の地位を害するとまでは認められない。

したがって、上記不開示部分について、条例第7条第2号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

㌧) 以上のことから、実施機関は、当該文書について不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

オ 様式8（地域包括支援センター平面図）

様式8（地域包括支援センター平面図）の不開示部分は次のとおりである。

- ・建物内部の平面図
- ・システム回線の環境整備
- ・メールアドレス

㌦) 建物内部の平面図

実施機関は、建物内部の平面図について、各部屋の面積や配置に関する情報は法人の経営上のノウハウであり、また、これを公にすることにより、バックヤード等の配置が明らかとなり防犯

上のリスクが生じるおそれがあり、提案者の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるとして、条例第7条第2号に該当するため不開示としたと主張する。

当審査会が見分したところ、建物内部の平面図には、事務所、会議室、相談室等の面積や配置に関する情報が記載されていることが確認できた。

一般に法人が事業を行う上で、事業所におけるこれらの詳細なレイアウト等に関する情報は、法人の経営上のノウハウであると認められる。また、建物内部の平面図を公にすることにより、重要な物品や書類等の保管場所が想起され、部外者の侵入といった防犯上のリスクが生じるおそれがあると認められる。

したがって、上記不開示部分について、条例第7条第2号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ) システム回線の環境整備

実施機関は、システム回線の種別について、法人の経営上のノウハウであるため、公にすることにより、提案者の競争上の地位を害すると認められるとして、条例第7条第2号に該当するため不開示としたと主張する。

当審査会が見分したところ、システム回線の環境整備の不開示部分には設置予定のシステム回線の種別が記載されており、公にすることにより、法人の競争上の地位を害するとは認められない。

したがって、上記不開示部分について、条例第7条第2号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

ロ) メールアドレス

当該情報は、業務上のやり取り等に使用しているメールアドレスであり、ア)イ)で述べたとおり、条例第7条第2号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ) 以上のことから、実施機関は、当該文書について、システム回線の環境整備を不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

カ) 様式9（地域包括支援センター設置場所の状況等の分かる現況写真）

様式9（地域包括支援センター設置場所の状況等の分かる現況写真）の不開示部分は事務所内の現況写真である。

ア) 実施機関は、事務所内の現況写真から、業務の効率性を考慮して決められた事務備品の配置を確認することができ、事務所内のレイアウト等は法人の経営上のノウハウであり、また、これを公にすることにより、防犯上のリスクが生じるおそれがあるため、法人の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるとして、条例第7条第2号に該当するため不開示としたと主張する。

イ) 当審査会が見分したところ、事務所内のレイアウト等は法人のノウハウであると認められ、また、事務所内の現況写真が公にされると、重要な物品や書類等の保管場所が想起され、防犯上のリスクが生じるおそれがあると認められる。

ロ) したがって、上記不開示部分について、条例第7条第2号に該当するため不開示とした実施機

関の判断は妥当である。

キ 様式 10（地域包括支援センター事務所内平面図）

様式 10（地域包括支援センター事務所内平面図）の不開示部分は事務所内の平面図である。

事務所内の平面図については、カ)で述べたとおり、事務所内のレイアウト等は法人のノウハウであると認められ、事務所内の平面図が公にされると、重要な物品や書類等の保管場所が想起され、防犯上のリスクが生じるおそれがあると認められることから、条例第 7 条第 2 号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ク 様式 11-1（保健師等経歴書）

様式 11-1（保健師等経歴書）の不開示部分は次のとおりである。

- ・「保健師等経歴書」のうち、法人名及び備考 1～4 の記載以外の全ての部分
- ・免許証の写しの全て

ア) 「保健師等経歴書」のうち、法人名及び備考 1～4 の記載以外の全ての部分

実施機関は、「保健師等経歴書」のうち、法人名及び備考 1～4 の記載以外の全ての部分について、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとして、条例第 7 条第 1 号に該当するため不開示としたと主張する。

当審査会が見分したところ、当該文書には、配置予定の職員の氏名、生年月日、住所、職歴、資格等が記載されており、これらは、条例第 7 条第 1 号に該当する不開示とすべき情報であることが認められた。一方、「氏名」、「生年月日」、「住所」、「主な職歴等」、「職務に関連する資格」等の各項目の名称について、実施機関により定められた様式でもあることから、これらを不開示とすべき理由は認められない。

したがって、上記不開示部分のうち、配置予定の職員の氏名、生年月日、住所、職歴、資格等の職員個人に関する記載内容について、条例第 7 条第 1 号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、「氏名」、「生年月日」、「住所」、「主な職歴等」、「職務に関連する資格」等の各項目の名称について、条例第 7 条第 1 号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、開示すべきである。

イ) 免許証の写しの全て

実施機関は、免許証の写しの全ての部分について、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるとして、条例第 7 条第 1 号に該当するため不開示としたと主張する。

当審査会が見分したところ、当該文書には、本籍地と思われる記載、個人の氏名、生年月日、資格の種別・内容、資格の交付年月日及び登録番号が記載されており、これらは、条例第 7 条第 1 号に該当する不開示とすべき情報であることが認められた。一方、大臣の名称及び氏名・印影並びに国家公務員の職位及び氏名・印影については条例第 7 条第 1 号に該当する情報であるとは認められない。

したがって、上記不開示部分のうち、本籍地と思われる記載、個人の氏名、生年月日、資格

の種別・内容、資格の交付年月日及び登録番号について、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、大臣の名称及び氏名・印影並びに国家公務員の職位及び氏名・印影について、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、開示すべきである。

ケ 様式11-2（社会福祉士経歴書）

様式11-2（社会福祉士経歴書）の不開示部分は次のとおりである。

- ・「社会福祉士経歴書」のうち、法人名及び備考1～4の記載以外の全ての部分
- ・社会福祉士登録証の写しの全て

ア 「社会福祉士経歴書」のうち、法人名及び備考1～4の記載以外の全ての部分

実施機関は、「社会福祉士経歴書」のうち、法人名及び備考1～4の記載以外の全ての部分について、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとして、条例第7条第1号に該当するため不開示としたと主張する。

当審査会が見分したところ、当該文書には、配置予定の職員の氏名、生年月日、住所、職歴、資格等が記載されており、これらは条例第7条第1号に該当する不開示とすべき情報であることが認められた。一方、「氏名」、「生年月日」、「住所」、「主な職歴等」、「職務に関連する資格」等の各項目の名称について、実施機関により定められた様式でもあることから、これらを不開示とすべき理由は認められない。

したがって、上記不開示部分のうち、配置予定の職員の氏名、生年月日、住所、職歴、資格等の職員個人に関する記載内容について、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、「氏名」、「生年月日」、「住所」、「主な職歴等」、「職務に関連する資格」等の各項目の名称について、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、開示すべきである。

イ 社会福祉士登録証の写しの全て

実施機関は、社会福祉士登録証の写しの全ての部分について、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるとして、条例第7条第1号に該当するため不開示としたと主張する。

当審査会が見分したところ、当該文書には、本籍地、個人の氏名、生年月日、登録年月日、登録番号及び試験合格年月が記載されており、これらは、条例第7条第1号に該当する不開示とすべき情報であることが認められた。一方、指定登録機関の名称、役職名及び役職者の氏名・印影並びに大臣の名称及び氏名・印影については条例第7条第1号に該当する情報であるとは認められない。

したがって、上記不開示部分のうち、本籍地、個人の氏名、生年月日、登録年月日、登録番号及び試験合格年月について、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、指定登録機関の名称、役職名及び役職者の氏名・印影並びに大臣の名称及び氏名・印影について、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当ではないこ

とから、開示すべきである。

コ 様式 11-3 (主任介護支援専門員経歴書)

様式 11-3 (主任介護支援専門員経歴書) の不開示部分は次のとおりである。

- ・「主任介護支援専門員経歴書」のうち、法人名及び備考 1～4 の記載以外の全ての部分
- ・修了証明書の写しの全て
- ・介護支援専門員証の写しの全て

7) 「主任介護支援専門員経歴書」のうち、法人名及び備考 1～4 の記載以外の全ての部分

実施機関は、「主任介護支援専門員経歴書」のうち、法人名及び備考 1～4 の記載以外の全ての部分について、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとして、条例第 7 条第 1 号に該当するため不開示としたと主張する。

当審査会が見分したところ、当該文書には、配置予定の職員の氏名、生年月日、住所、職歴、資格等が記載されており、これらは、条例第 7 条第 1 号に該当する不開示とすべき情報であることが認められた。一方、「氏名」、「生年月日」、「住所」、「主な職歴等」、「職務に関連する資格」等の各項目の名称については、実施機関により定められた様式でもあることから、これらを不開示とすべき理由は認められない。

したがって、上記不開示部分のうち、配置予定の職員の氏名、生年月日、住所、職歴、資格等の職員個人に関する記載内容について、条例第 7 条第 1 号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、「氏名」、「生年月日」、「住所」、「主な職歴等」、「職務に関連する資格」等の各項目の名称について、条例第 7 条第 1 号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、開示すべきである。

8) 修了証明書の写しの全て

実施機関は、修了証明書の写しの全ての部分について、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるとして、条例第 7 条第 1 号に該当するため不開示としたと主張する。

当審査会が見分したところ、当該文書には、個人の氏名、生年月日、登録番号及び有効期間が記載されており、これらは、条例第 7 条第 1 号に該当する不開示とすべき情報であることが認められた。一方、証明書番号、証明年月日、修了証明書の発行団体の名称、役職及び氏名・印影について、条例第 7 条第 1 号に該当する情報であるとは認められない。

したがって、上記不開示部分のうち、個人の氏名、生年月日、登録番号及び有効期間について、条例第 7 条第 1 号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、証明書番号、証明年月日、修了証明書の発行団体の名称、役職及び氏名・印影について、条例第 7 条第 1 号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、開示すべきである。

9) 介護支援専門員証の写しの全て

実施機関は、介護支援専門員証の写しの全ての部分について、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるとして、条例第 7 条第 1 号に該当するため不開示と

したと主張する。

当審査会が見分したところ、当該文書には、個人の顔写真、氏名、生年月日、登録番号、交付年月日及び有効期間満了日が記載されており、これらは、条例第7条第1号に該当する不開示とすべき情報であることが認められた。一方、介護支援専門員証を発行した自治体名及び印影については条例第7条第1号に該当する情報であるとは認められない。

したがって、上記不開示部分のうち、個人の顔写真、氏名、生年月日、登録番号、交付年月日及び有効期間満了日について、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、介護支援専門員証を発行した自治体名及び印影について、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、開示すべきである。

サ 様式11-4（経歴書）

様式11-4（経歴書）の不開示部分は次のとおりである。

- ・「経歴書」のうち、法人名及び備考1～4の記載以外の全ての部分
- ・資格証の写し

ア 「経歴書」のうち、法人名及び備考1～4の記載以外の全ての部分

実施機関は、「経歴書」のうち、法人名及び備考1～4の記載以外の全ての部分について、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとして、条例第7条第1号に該当するため不開示としたと主張する。

当審査会が見分したところ、当該文書には、配置予定の職員の氏名、生年月日、住所、職歴、資格等が記載されており、これらは、条例第7条第1号に該当する不開示とすべき情報であることが認められた。一方、「氏名」、「生年月日」、「住所」、「主な職歴等」、「職務に関連する資格」等の各項目の名称について、実施機関により定められた様式でもあることから、これらを不開示とすべき理由は認められない。

したがって、上記不開示部分のうち、配置予定の職員の氏名、生年月日、住所、職歴、資格等の職員個人に関する記載内容について、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、「氏名」、「生年月日」、「住所」、「主な職歴等」、「職務に関連する資格」等の各項目の名称について、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、開示すべきである。

イ 資格証の写しの全て

実施機関は、資格証の写しの全ての部分について、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるとして、条例第7条第1号に該当するため不開示としたと主張する。

当審査会が見分したところ、配置予定の職員に対応する経歴書ごとに、「社会福祉士登録証の写し」、「介護支援専門員証の写し」及び「修了証明書の写し」のいずれか又は複数が付添されている。

「社会福祉士登録証の写し」については、ケイ)で述べたとおり、本籍地、個人の氏名、生年

月日、登録年月日、登録番号及び試験合格年月について、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、指定登録機関の名称、役職名及び役職者の氏名・印影並びに大臣の名称及び氏名・印影について、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、開示すべきである。

「介護支援専門員証の写し」については、コ(ウ)で述べたとおり、個人の顔写真、氏名、生年月日、登録番号、交付年月日及び有効期間満了日について、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、介護支援専門員証を発行した自治体名及び印影について、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、開示すべきである。

「修了証明書の写し」については、コ(イ)で述べたとおり、個人の氏名、生年月日、登録番号及び有効期間について、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、証明書番号、証明年月日、修了証明書の発行団体の名称、役職及び氏名・印影について、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、開示すべきである。

(7) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 5 . 3 . 9	広島高地第 3 1 号の諮問を受理 (諮問第 3 5 4 号で受理)
R 5 . 7 . 1 4 (第 1 回審査会)	第 1 部会で審議
R 5 . 8 . 1 8 (第 2 回審査会)	第 1 部会で審議
R 5 . 9 . 7 (第 3 回審査会)	第 1 部会で審議
R 5 . 1 0 . 1 3 (第 4 回審査会)	第 1 部会で審議
R 5 . 1 1 . 1 0 (第 5 回審査会)	第 1 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院特任教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学教授
濱 野 滝 衣	弁護士